

# 児童虐待による死亡事例調査検証報告書（概要）

## I 検証の目的と方法

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、平成26年5月に発覚した児童虐待による死亡事例について、事実の把握と発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものである。

本検証にあたっては、児童相談所をはじめとした関係機関の関わりの部分に焦点をあて、取扱い記録や関与した職員へのヒアリング調査などから必要な情報の整理と課題等の抽出を行った。

## II 事例の概要

平成26年5月22日に本県所管児童相談所から警察署へ行方不明を届け出ていた男児について、5月30日にA市内のアパートにて遺体で発見され、翌日、保護責任者遺棄致死容疑で実父が逮捕された。男児については、平成16年10月に児童相談所で迷子ケースとして関与があった以降、関係機関において所在の確認がされておらず、遺体発見時には死後7年以上が経過していた。死因については衰弱死と見られ、実父は殺人罪で起訴されている。

## III 検証結果と明らかになった課題

### 1 支援しているケースの進行管理について

#### (1) 組織としての進行管理体制

担当者個人に委ねられた部分が多く、担当者個人が行い得る業務量を超えた場合には、進行管理そのものが大きく影響を受けざるを得ない状況にあった。組織として十分な進行管理をする体制、仕組みにはなっていなかった。

#### (2) 相談種別による管理方法の違い

相談種別が「虐待」の場合であれば、組織として各ケースの定期点検が年2回は実施されることになっており、「虐待」以外のケースの場合は、同様の取扱いがなされていない状況となっている。いずれの相談種別であっても、児童相談所が受理し、支援を行っている全てのケースについて、組織として適切な進行管理が行われるべきであった。

#### (3) 「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」の活用方法

現状においては、「虐待」ケースに特化した進行管理機能が多く、支援している全てのケースに対し、十分に発揮できている状況にはなっていない。

また、異動による職員の入れ替わり等により、現行の進行管理機能や検索機能等も十分に活用されていない状況もみられる。

## 2 児童相談所の体制について

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数がその後も年々増加傾向にある中、これらの業務量に見合う職員配置が十分には進んでいない。

職員の増員だけで解決するものではなく、加えて今後、児童相談所の専門性を向上させるという視点に立って、業務量を適切に管理できる仕組みづくりや業務内容の分担等を見直すことも必要である。

また、ケースワークは面接だけでなく、いつ誰がどのように連絡したのかといった点も重要な要素となる。これらが適切かつ必要十分に記録されなければならない。

## 3 所在不明児童の対応について

### (1) 所在不明であることの危機意識

本件のような、事件が発覚した現在、これを教訓に、こうした事態もあり得ることを想定し、所在不明についての危機意識を共有し、活かしていかなければならない。

### (2) 集約した情報の評価・検討

支援に関わる機関は、自らが収集した情報を評価する際、一つひとつの事実を確認することなく、楽観的な推測だけで判断すると大きな落とし穴にはまってしまう危険性があることを自覚し、関係する機関が相互に連携して、すべての客観的な情報を集約・共有した上で検討・対応するべきであった。

## 4 要保護児童対策地域協議会における情報集約、機関連携について

調整機関である児童相談担当部署に本ケースの所在が確認できないという虐待リスクにかかる情報は集約されず、要保護児童対策地域協議会のケースとして登録されることはなかった。居所不明児童については、必ず要保護児童対策地域協議会のケースとして取り扱うという徹底した対応が必要であった。

## 5 社会全体での児童虐待防止の取組みについて

次世代の子どもたちを含め、社会一般における虐待リスクの理解を広げるとともに速やかに市町村や児童相談所へ通告することが重要であることを引き続き周知する必要がある。同時に、社会全体として子どもを守るという機運を高めていくことが望まれる。

## IV 提言

### 1 全ケースを対象とした組織としての進行管理の徹底

#### (1) 組織としての進行管理体制の整備

ケースの進行管理は、担当者個人に委ねるのではなく、組織として確実に進行管理する体制を整え、長期に亘る調査継続ケースが放置されないようにする必要がある。

そのため、相談・支援部門の課長・スーパーバイザー（教育・訓練・指導担当）が担う役割の1つであるケースの進行管理について、組織として明確に意思統一を図り、仕組みや方策について早急に整備する必要がある。

## （2）全ケースを対象とした定期点検方法の改善

相談種別に関係なく、支援している全てのケースが進行管理される仕組みづくりが必要である。

年に複数回、全てのケースを対象とした定期点検を実施し、うち1回程度は、実際のケースファイルとシステムの進行管理情報の照合作業と同時に、家族以外の第三者による目視での安全確認を必須事項として行い、確実に所在を確認することについて検討する必要がある。

## （3）「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」の「進行管理機能」の改修等

今後、虐待ケースのみならず、児童相談所が支援する全てのケースを定期的に把握、点検するためには、現在より数多くのケースを進行管理しなければならない。システムティックな進行管理機能を活用することで人の意識や主観的感觉による漏れを補完し、チェック機能を強化するためのシステム改修を早急に行うことが望まれる。

また、児童福祉司が業務として進行管理が可能なケース数等、適正な業務量の上限設定を行い、システム上で管理できる仕組み作りについても検討すべきである。

さらに、システム全体の機能を十分に理解し、日常業務で適切に活用ができるよう、システム運用の講習会を毎年必ず実施する必要がある。

## 2 児童相談所の体制の充実強化

### （1）児童福祉司の配置基準

児童相談所は、安全確認や介入措置を行うなど虐待対応の中核的な役割を担う専門機関であり、組織としての的確な対応をとるためには、業務量に見合った職員配置が必要不可欠である。

現在は、児童福祉司の配置基準が「人口概ね4万から7万」に改正されているため、高い配置基準を採用し、少なくとも人口4万人に対し児童福祉司1名を配置することが望ましいと考えられる。

### （2）児童福祉司一人当たりの担当ケース数

適正妥当な水準を設定すると同時に、それを超えた場合にどのように支援をしていくのかについて、実効性のある体制作りが必要不可欠である。

### (3) 業務内容の分担等の見直し

児童相談所の専門性や機能性の向上を図る観点から、今日的な問題である警察や近隣等から急増している虐待通告への初期調査等への対応、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営活性化のための対応等についても、業務内容の分担等の見直しについて、併せて検討する必要がある。

## 3 児童が所在不明の場合の所在確認の徹底

児童が所在不明の場合は、児童虐待の重大なリスクであり、場合によっては生命の危機状況という事態もあり得ることを、あらためて児童相談所や市町村をはじめ要保護児童対策地域協議会の関係機関等に周知し、その対応として、要保護児童対策地域協議会を十分に活用し、関係機関が把握した情報を速やかに集約・共有し、より効果的に役割分担と連携を図れるよう、調査・対応のルール化と体制整備を図る必要がある。

### (1) 関係機関における所在確認調査の徹底

＜A市の再発防止にかかる取組み事例＞

- ① 乳幼児健診未受診者のフォロー体制の充実（母子保健担当部署）
- ② 「住民票実態調査ガイドライン」を策定（住民基本台帳担当部署）
- ③ 子どもの安全を第一とする、もう一步踏み込んだ対応（教育委員会）

### (2) 要保護児童対策地域協議会への情報集約及び連携した対応の徹底

＜A市の再発防止にかかる取組み事例＞

- ① 居所不明児童に対する虐待のリスクの認識と要保護児童対策地域協議会への登録基準の明確化（児童相談担当部署、要保護児童対策地域協議会）

### (3) 警察との連携の強化

児童相談所や市町村等の行政機関における調査・対応の状況から必要があると認められる場合には、ためらわずに警察との連携について検討する必要がある。

今後はさらに、連携することが想定される事案について、具体的な対応等の合同研修会を毎年必ず行う等、緊急時に迅速かつ効果的な連携が図られるよう取り組む必要がある。

## 4 虐待リスクに対する感度を高め、慎重な評価と対応の徹底

### (1) 緊急受理会議、援助方針会議における虐待リスクの評価

児童相談所は虐待対応の専門機関の使命として、これまでの常識や通常の対応に囚われることなく、常に新たな虐待リスクが潜んでいることに細心の注意を払う必要がある。相談種別が虐待か否かというラベリングで判断するのではなく、ケースの特徴を踏まえた判断、対応をしていくことを基本に、子ども自身に加え、家族全体の状況などにもし

っかりと目を向け、具体的な一つひとつの情報やエピソード等を丁寧に拾い上げた上で評価し、それを踏まえて対応していくことが求められている。

## **(2) 国通知等の会議、研修等での周知徹底**

児童相談所の各種会議、市町村要保護児童対策地域協議会主管課長会議等の機会を活用して周知徹底を図るとともに、国通知や検証報告書の内容をテーマに取り上げた研修会を毎年必ず実施する等して、迅速に周知徹底されるよう取り組む必要がある。

## **5 地域社会全体における児童虐待防止の取組みの展開**

### **(1) 次世代への啓発教育**

従来から行ってきた啓発に加え、保護者になる可能性があり、被虐待児の心性に同一視しやすい児童生徒に対して、教育機関が行ってきている人権教育などの学校教育の取組みと連携することも考えられる。

### **(2) 地域社会への広報啓発**

保護者が留守中の火災で、家に置いていかれた低年齢の子どもが焼死するような事例も、ネグレクトによる死亡である。こうした大人の判断の甘さや身勝手な行動により、子どもの身が危険な状態にさらされることについて、あらためて本ケースを通じて、社会一般に対し注意を喚起したい。

## **V 国への要望**

### **1 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり**

自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となる、国が情報を一元化する全国的な仕組みの創設と、個人情報の提供を加味した統一した情報提供のルール化を要望する。

### **2 児童相談所の体制強化に対する支援**

児童福祉司の配置基準の更なる見直しや、児童心理司や保健師などの専門職員の配置基準についても明確化し、充実するための適切な財源措置を講じられたい。

### **3 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援**

市町村においては、相談窓口の整備や虐待防止等、要保護児童対策のためのネットワークの充実及び人材の養成・確保が引き続き図られるよう、市町村相談窓口の人員配置基準や職員の任用基準を示すとともに、適切な財源措置を講じられたい。

【参 考】

委員名簿 (◎委員長、○副委員長)

委員名	所 属	備 考
◎ 鶴養 美昭	日本女子大学教授	児童福祉審議会委員（権利擁護部会長） 子ども人権審査委員会委員
川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究 部長	子ども人権審査委員会委員
○ 高橋 温	弁護士（横浜弁護士会）	児童福祉審議会委員（権利擁護部会員） 子ども人権審査委員会委員
飯島奈津子	弁護士（横浜弁護士会）	子ども人権審査委員会委員
南 達哉	こども医療センター医長	子ども人権審査委員会委員

開催状況

	開催日	内容	会場
調査チーム	平成 26 年 6 月 3 日～7 月 10 日	職員ヒアリング調査	県庁ほか
	平成 26 年 6 月 16 日	調査結果の整理作業	A 市役所
調査検証 委員会	平成 26 年 6 月 24 日	第 1 回 全体会合	かながわ県民 センター
	平成 26 年 7 月 16 日	第 2 回 全体会合	
	平成 26 年 7 月 22 日	第 3 回 全体会合	
	平成 26 年 8 月 11 日	検証委員による関係 職員ヒアリング調査	県児童相談所
	平成 26 年 8 月 12 日	第 4 回 全体会合	かながわ県民 センター
	平成 26 年 8 月 21 日	第 5 回 全体会合	